

原 著

子育て困難な状況を呈している保護者への子育て支援  
—低階層に属する保護者を中心に—

Child care support to guardian in the situation having difficulty with child care  
— Focusing on the guardian belonging to a low hierarchy —

井上 寿美

要約：改訂された「保育所保育指針」・「幼稚園教育要領」では、子育て支援がこれまで以上に重要視されている。しかし、それらに記された子育て支援の内容によれば、支援の対象は、従来どおり高階層に属する保護者である。保育所・幼稚園における子育て支援をさらに充実させるためには、支援の対象を、低階層に属して、子育て困難な状況を呈している保護者にも広げていく必要がある。そこで本研究では、低階層に属して、子育て困難な状況を呈している保護者にたいして、保育所・幼稚園がおこなう子育て支援に向けて考察をおこなった。「保育者のかかわりの質」と「保護者集団の質」という2側面からとらえた結果、同じ低階層に属する保護者であっても、子育てにたいする関心の有無によって、支援の有効性に違いがあることが明らかになった。考察にさいしては、「同和」保育の子育て支援の取り組みを参考にした。

Key Words：子育て困難，子育て支援，保育所・幼稚園，「同和」保育，階層

はじめに

2008年3月に「保育所保育指針」，「幼稚園教育要領」が改訂され，保育所・幼稚園における子育て支援が，これまで以上に重要視されるようになった<sup>1)</sup>。しかし，「保育所保育指針」や「幼稚園教育要領」にみる限りでは，保育所・幼稚園における子育て支援が対象としているのは，改訂の前後を問わず，高階層に属する保護者が中心である。このことは，「保育所保育指針」や「幼稚園教育要領」における子育て支援の内容が，子育てに係る相談の実施，情報提供，親子参加型の事業等の実施となっていることからわかる。なぜなら，相談機関を利用したり，情報を求めたり，親子参加型の事業等に参加したりする保護者というのは，たとえ子育てに不安や葛藤があっても，子育て支援の資源を利用できる，文化資本<sup>2)</sup>に恵まれた保護者であるからだ。したがって，保育所・幼稚園における子育て支援をさらに充実させていくためには，従来はあまり対象とされなかった，低階層に属して、子育て困難な状況を呈している保

護者への支援のあり方を検討する必要がある。

ところで山本・神田は，「家庭の経済的ゆとり感」と「育児不安・育児困難」との関係について調査した結果，「経済的にゆとりがないと感じている母親の育児不安の内容や，近隣地域での孤立の傾向，マルチトメントの傾向を確認した」と述べている（山本・神田2008：70）<sup>3)</sup>。低階層に属する保護者の子育て困難な状況は，経済的なゆとりのなさとも関係しているようだ。しかし「同和」保育における子育て支援の実践からは，低階層に属する保護者の子育て困難な状況は，経済的援助だけでは改善されない場合もあることがうかがえる。

現在の，低階層に属して、子育て困難な状況を呈している保護者の中には，経済的援助で子育て困難な状況を改善できる層もあるだろう。しかし経済的援助に加えて，より具体的な子育ての援助が必要な層もあるだろうし，あるいはまた，経済的援助と具体的な子育ての援助があっても，なお子育て困難な状況が改善されない層もあるだろう。そこで本研究では，「同和」保育における子育て支援のうち大阪を事例としてとりあげ，低階層に属して、経済的援助がおこなわれても，なお子育て困難な状況を呈している保護者にたいして，保育所・

2008年12月3日受付／2009年1月21日受理  
Hisami INOUE  
関西福祉大学 社会福祉学部

幼稚園がどのような子育て支援を行うことができるかに向けての考察をおこなう。

なお「同和」保育とは、「敗戦後のより厳しい生活破壊に起因する長欠・不就学問題への取り組みから、(中略)教育を受ける権利の実質的な保障」(部落解放研究所編1988:3-4)をめざす「同和」教育から発展してきた保育である<sup>4)</sup>。「同和」保育は、部落解放運動と切り離して語ることはできない。それゆえ運動にたいする距離のとり方により、それは必要以上に高く評価されたり、あるいはまた必要以上に低く評価されたりしてきた。本研究では、「同和」保育を部落解放運動の評価と連動させるのではなく、ひとつの保育実践として扱うこととする。

「1.」では本研究の背景を示し、「2.」では「同和」保育における子育て困難な状況を呈している保護者への子育て支援のうち大阪を事例としてみていく。そして「3.」では「2.」をふまえて、低階層に属している、経済的な援助がおこなわれても、なお子育て困難な状況を呈している保護者にたいして保育所・幼稚園がおこなう子育て支援として、何が有効であり、何が有効でないかについて考察する。

### 1. 本研究の背景

先の研究(井上2008)で、保育所・幼稚園の保育者が「気になる」保護者、つまり子育てに困難な状況を呈している保護者を、「子育てにたいする不安や葛藤」および「子育てにたいする関心」の有無と階層の違いを指標にして4タイプに類型化した。それに手を加え、保護者の階層の違いに注目して整理したのが次の表である<sup>5)</sup>。

子育てにたいする関心はあるものの不安や葛藤があり、子育てに困難な状況を呈しているのは、高階層に属する保護者に多くみられる。子育てにたいする関心をも

ち、とくに不安や葛藤を抱えている様子もないのだが、子育てに困難な状況を呈しているのは、高階層に属する保護者にも低階層に属する保護者にも認められる。ただし両者の困難さの状況は異なっている。子育てにたいする関心がないので不安や葛藤もないが、子育てに困難な状況を呈しているのは、低階層に属する保護者に多くみられる。

保育所・幼稚園等における子育て支援をめぐる研究は、1990年代に入ってからおこなわれるようになる<sup>6)</sup>。しかし、それらの研究が対象としてきたのは、相談機関を利用したり、子育て情報を求めたり、親子参加型の事業等に参加したりする、子育てに関心のある保護者が中心である。たとえこれらの子育て支援の資源を利用していなくても、配布された調査票に回答を寄せることができる、力のある保護者が対象となっていたりする。保育所・幼稚園等における子育て支援をめぐる研究の多くは、結果として高階層に属する保護者を対象としてきたといえる。さらに言えば、高階層に属する保護者の中でも、子育て支援の資源を利用するAタイプの保護者に偏っており、Bタイプの保護者についてはあまり研究されてこなかった<sup>7)</sup>。

ところで、虐待傾向にある保護者やシングルマザーへの子育て支援の研究というのは、虐待の発生率やシングルマザーの出現率と階層の関係から考えると<sup>8)</sup>、低階層に属する保護者にたいする子育て支援の研究といった側面もつと考えられる。しかし、保育所・幼稚園等における子育て支援をめぐる研究においては、虐待傾向にある保護者を扱ったものは関連研究を数例、認めることができるだけであり、シングルマザーを扱った研究はなかった。虐待については、たとえば保健福祉センターの子育てグループの活動に参加した虐待傾向をもつ母親を対象とした研究(高橋・河野・岩立2002)、保健所の健

表 保育者からみて子育てに困難な状況を呈している保護者

タイプ	階層	子育ての不安・葛藤	子育てへの関心	特徴
A	高	+	+	子育てにたいする関心はあるものの不安や葛藤があり、子育てに困難な状況を呈している保護者
B	高	-	+	子育てにたいする関心をもち、とくに不安や葛藤を抱えている様子もないのだが、子育てに困難な状況を呈している保護者
C	低	-	+	子育てにたいする関心をもち、とくに不安や葛藤を抱えている様子もないのだが、子育てに困難な状況を呈している保護者
D	低	-	-	子育てにたいする関心がないので不安や葛藤もないが、子育てに困難な状況を呈している保護者

(作成者：井上)

診に訪れた母親を対象とした、子育て支援事業の情報認知について虐待の連鎖群と非連鎖群を比較した研究（中谷2002）などがあった。しかし、いずれの研究においても対象となっているのは、たとえ虐待傾向にあっても、子育てグループの活動に参加したり保健所の健診に訪れたりする、子育てに関心のある保護者である。

岩田は、「子どもが乳幼児である育児の段階ですら、親のもつ社会階層的な要因によって、育児問題の現象形態は異なっている」と指摘している（岩田2003：163）。それにもかかわらず、低階層に属するCタイプやDタイプの保護者にたいして保育所・幼稚園等がどのような子育て支援をおこなうのかについての研究は、ほとんどおこなわれていないのである<sup>9)</sup>。

## 2. 「同和」保育における子育て支援<sup>10)</sup>

低階層に属していて、経済的援助がおこなわれても、なお子育て困難な状況を呈している保護者にたいして、保育所・幼稚園ができる子育て支援に向けて考察をおこなうために、「同和」保育における子育て支援のうち大阪を事例として検討する。「同和」保育をとりあげるのは、「同和」地域の保護者だから低階層に属しているとか、子育て困難な状況を呈しているというような推測によるものではない。大阪の「同和」保育では、同和対策事業<sup>11)</sup>により種々の経済的援助がおこなわれても、なお子育て困難な状況を呈している保護者への支援について議論がおこなわれてきたという事実が存在するからである。大阪「同和」保育研究会（以下、「研究会」と表記する）の討議資料によれば、このような保護者は、たとえば「しんどい条件の親」（第1期）、「しんどい状況の親」（第2期）、「生活のしんどい親」（第3期）というように呼ばれている（時期区分については後述を参照）。

同和対策事業が開始される以前の大阪の被差別部落では、「満一才までの死亡率が一般地区の二倍から三倍であったり、歩き出す時期、ことばが出る時期なども大変おそかったという差別の実態が歴然として存在していた」（部落解放研究所編1988：195）。被差別部落の子どもたちは、保護者と一緒にも保育に欠ける状態におかれていたのである。しかしそれは、保護者が子どもを虐待していたからではない。保護者は、部落差別の結果として過酷な労働実態におかれていたために、子どもと充分なかかわりをもつ余裕がないとか、あるいはまたそれ以前のこととして、子どもにかかわるすべを充分

にもっていなかったのである<sup>12)</sup>。このような差別の実態を改善するために同和対策事業がおこなわれ、大阪の「同和」保育所では1970年代から、「親も保母も共に子どもを育てる保育者であり、その足並みと方向を一つにしないと子どもは育たない」（大阪同和保育連絡協議会1971：90-91）という考えのもとで、「子どもの24時間の生活の組織化」<sup>13)</sup>や「保育者集団の形成」<sup>14)</sup>等に取り組む子育て支援をおこなってきた。

以下では、「研究会」の討議資料（1970年～1998年）<sup>15)</sup>を用いて、大阪の「同和」保育における子育て支援の取り組みを概観する。そのさい、保育所と保護者の関係に注目して3つの時期に分けてみていくこととする。本文中、資料からの引用を示すにあたり、「大阪同和保育連絡協議会」は「同保連」、「大阪同和保育連絡協議会事務局」は「同保連事務局」、「大阪『同和』保育研究会実行委員会」は「実行委」と略記する。

### ① 第1期（1970年頃～1978年頃）保育所から保護者集団への働きかけが中心となる時期

どの保護者の子育て実態にも差別が具現化されていた。最初のころは保育所と保護者との間に厳しい対立があり、子育てを共に考えあう関係にはなりにくかった。しかし保育実践が積み重ねられていく中で、保護者の保育所にたいする抵抗感は徐々に解消されていった。

保育所からは、「連絡帳、クラス会、家庭訪問などによって、子どももっている問題の把握、さらに父母にも問題をわかってもらい、必要な条件を整えていけるよう、父母への意識的な働きかけ」（同保連1971：66）が積極的におこなわれるようになった。「条件整備のための花々しい活動は誰にとっても魅力あるもの」（同保連事務局1974：64）であるから、「皆の気持を一点に集中して、その時々課題を克服」（同保連事務局1974：64）する保護者集団の高まりもみられた。保育所は保護者一人ひとりにたいして直接的な働きかけもおこなうが、むしろ保護者集団にたいして働きかけ、保護者同士の育ちあいをうながすことをとおして子育て支援をおこなうことをめざした。第1期では下記のようなCタイプの保護者が「しんどい条件の親」として「研究会」で議論されている。

教育をほとんど受けずにきたというなかで、文字もほとんど読めなくて、保育所から言われることが中味ともなって理解できない親の現状があります。／例えば、

(中略) ある家庭では、(子どもが:筆者注)寝ている隣の部屋で、テレビがガンガンなっている。電気は赤々とついている。しかし、言葉だけで聞いていると、親は先生の言うように寝かせているだ(ママ)けれど寝ないと言う(ママ)保育者は寝かせる時の環境づくりの点にまで、こと細かく、わかりやすく説明しなければ、親は本当にわかったとは言えないのです。(同保連1979a:22)

② 第2期(1979年頃~1987年頃)保育所から保護者への個別の直接的な働きかけが中心となる時期

子どもたちの姿の背景には、あいかわらず「部落差別を直接に反映している家庭の問題が横たわって」(同保連1979b:26)いた。しかし、すでに第1期の中ごろから、保護者集団の活動は、保育所が「円滑に運営されているかどうか、保育の中味はどうか、そういった“地味”な点検や話し合いが中心となり」(同保連事務局1974:64)、活動の結果がすぐ目に見える形では現われにくく、「自分の利害に直接関わりがなければ」(同保連1980a:135)集まりに参加しない保護者の存在が問題になりつつあった。そのような状況に加え、「富めるもの、貧しいものの差が、地域のなかでハッキリして」(同保連1982:98)くるとともに、子育てにたいして無関心な若年層の保護者の問題も浮上し始めた。このように保護者間の経済的格差や子育て意識の格差が顕著になってくると、保護者集団の結集力は第1期のように期待できなくなっていく。

保育所は保護者集団への働きかけもおこなっていたが、保護者にたいして、個別の直接的な子育ての援助をおこなうことにも力を入れるようになっていった。たとえば、保育者の子どもとのかかわり方を保護者に学んでもらうために、「一日中、保育所生活に親も参加する機会」(同保連1979b:26)をつくったり、「親の悩みや失敗例、成功例を整理し、部落の家庭の実態をふまえた『家庭教育の手びき書』」(同保連1985:21)を作成したりした。また「家庭指導専任の保母を獲得」(同保連1979b:26)し、「家庭に入りこんで、食事のこと、生活習慣のことなどをふくめて、家庭をかえていく」(同保連1980b:18)取り組みがおこなわれた。第2期では下記のようなDタイプの保護者が、Cタイプの保護者以上に「しんどい状況の親」として「研究集会」で議論されている。

最も遊びたい時期に結婚しているので、子どもの事よ

りも、夫婦で遊びに行ったりする事に関心を奪われるのです。地域の中には親せきが多く、おばあちゃんがいつでも見てくれるという条件もあり、よけいに他力本願で子どもを育てるということになっている場合が多く見られます。(同保連1981:15)

③ 第3期(1988年頃~1998年頃)保育所と共に歩む保護者集団を保護者と一緒に組織することが中心となる時期

第2期の後半におこなわれた1985年の実態調査では、「同和」地区内の子どもは「地区外の子どもの実態に比べ、かなりの問題点があること(中略)、親の子育ての実態調査でも、さらに迫及していきたい課題が見えて」(同保連・第22回実行委1988:20)きたと指摘された。その原因には、「保育者(=保母:筆者注)が、保育者として子どもの実態を明らかにし、その背景に迫り、保護者組織に提起する営みが薄れ」(同保連・第22回実行委1988:17)ていることも考えられると指摘された。保護者にたいする「厳しい迫りのない中で、ラクになって『逃がしてもらっている』」(同保連・第22回実行委1988:19)保護者を生み出すことになったというのである。

保育所から保護者集団へ働きかけることの必要性が再確認され、保育所は子育て支援として、保育所とともに歩む保護者集団を保護者と一緒に組織することをめざした。保護者集団を組織するための働きかけは2つの方向でおこなわれた。ひとつは「家庭の実態をつかみ、親の悩みを共感しながら、どんな子どもに育てていくのかを親と正面から向き合って議論し、親がしなければならないことを提起していく」(同保連・第23回実行委1989:16)ことであった。もうひとつは、保護者と共に「『子育てが楽しいな』と思う活動」(同保連・第27回実行委1993:15)をおこなうことであり、「しんどい親」を「支え励まし、常に視野に入れて活動を組んでいく」(同保連・第22回実行委1988:27)ことにも留意された。

第3期の「研究集会」では、第1期や第2期のそれと比べると、子育てに関心のある保護者と共におこなう子育て支援の成果をとりあげた報告が増え、「本人が困っていると感じていないけれども子どもにとってよくない育て方をしている」(同保連・第23回実行委1989:20-21)「生活のしんどい親」の姿をとりあげた報告が少ない。しかし「研究集会」の基調提案では、繰り返しDタイプの保護者が課題として取りあげられている。そして

何よりも1996年の実態調査において、保護者が「子どもに余裕をもって接することができている層と生活習慣の確立や子どもと向き合うことにしんどさを感じている層に二極化している。この点が今後の大きな課題である」（大阪府・大阪市・堺市2000：135）と指摘された。「研究集会」の報告ではあまり取りあげられていないが、第3期で「生活のしんどい親」として議論されたのは次のようなDタイプの保護者である。

日曜日など、子どもにお金を持たせて、ムラ（＝被差別部落：筆者注）の店屋でお昼ご飯を食べさせて、親は家にいたり、他の場所に行ってるという実態や、夕方遅く六時、七時ごろになっても、子どもが外で遊んでいたり、友達の家に遊びに行ってることに無関心な保護者の実態があります。（同保連・第27回実行委1993：15）

### 3. 低階層に属する保護者への子育て支援に向けて

低階層に属していて、経済的援助がおこなわれても、なお子育て困難な状況を呈している保護者にたいして、保育所・幼稚園がおこなう子育て支援に向けての考察をおこなう。「同和」保育の子育て支援の取り組みをふまえ、（1）保育者のかかわりの質、（2）保護者集団の質という2つの側面から、子育て支援として何が有効であり何が有効でないかをみていく。

#### （1）保育者のかかわりの質

「同和」保育において「しんどい条件の親」、「しんどい状況の親」、「生活のしんどい親」というような言葉で議論されてきたのは、CタイプやDタイプの保護者であった。しかし「2.」でみてきたように、第2期から第3期になるにつれ、子育て支援の課題として残されてきたのはDタイプの保護者にたいする支援であった。見方を変えれば、Cタイプの保護者にたいしては、「同和」保育の子育て支援の取り組みが有効であったということである。

保護者の「私も努力してるけど（中略）どないしたらええのやろうか、その方法がわからん」（同保連1977：22）という言葉から、Cタイプの保護者が子育て困難な状況を呈しているのは、子育ての方法のわからなさにあることが読みとれる。したがってCタイプの保護者にたいしては、おもに第2期から取り込まれるようになった、「一日中、保育所生活に親も参加する機会」をつくったり、「親の悩みや失敗例、成功例を整理し、部

落の家庭の実態をふまえた『家庭教育の手びき書』」を作成したり、「家庭指導専任の保母」が「家庭に入りこんで、食事のこと、生活習慣のことなどをふくめて、家庭をかえていく」というような、個別の直接的な子育ての援助が有効であったといえる。このような指導性のある働きかけが有効に働いたのは、「親の育ってきた背景を家庭訪問や個人懇談、または何かの機会を通じて聞きとる」（同保連1981：16）取り組みなど、保護者が子育て困難な状況に至った背景を、保育者が共感的に受けとめたことも大きく関係していたに違いない。なぜなら、「家庭をかえていく」というような、保護者のこれまでの生活のありようにたいし、その根底から変更を迫るような取り組みは、保育者と保護者との間に十分な信頼関係が構築されていなければ、保護者の側に抵抗する力が働く可能性が高いと考えられるからである。

一方、1985年の実態調査からみえてくるのは、保育者による個別の直接的な子育ての援助としての指導性のある働きかけは、Dタイプの保護者への有効な支援にならなかったということである。その要因のひとつには、実態調査後に問題点として指摘された、保護者に「厳しい迫り」をしてこなかったことが考えられる。なぜなら、保護者にたいする「厳しい迫り」がない直接的な細部にわたる子育ての援助は、結果として「ラクになって『逃がしてもらっている』」保護者を生み出してしまったからである。これらのことから、Dタイプの保護者にたいしては、Cタイプの保護者にたいしておこなわれた子育ての仕方についていねいな指導は有効ではなく、同時に、厳しさに欠ける支援も有効ではなかったといえる。

#### （2）保護者集団の質

「同和」保育における子育て支援では、個別の支援に力点が置かれた時期もあるが、すべての時期をとおして保護者集団における保護者同士の育ちあいを大切にした支援がおこなわれてきた。それぞれの時期の保護者集団に注目すると、Dタイプの保護者にたいして有効な支援ができた集団とできなかった集団との質の違いがみえてくる。

第3期は、とりわけDタイプの保護者をサポートすることを意識して保護者の集団づくりに力が注がれた。Dタイプの保護者が「地域の中で孤立して生活することがないよう、保護者同士が、地域がつながりを深める」（同保連・第24回実行委1990：192）ことが不可欠であ

ると確認され、保護者が「『子育てが楽しいな』と思う活動」に取り組んだ。しかし後の実態調査(1996)では子育ての二極化が指摘された。

Dタイプの保護者には、第2期でめざされた、規則正しい生活習慣を確立するというような、個人に大きな努力を求める子育て像に向けての働きかけが有効でなかったことは「3. - (1)」でみてきたとおりである。同様に、第3期でめざされた、みんなで子育てを楽しむというような、個人にあまり努力を求めないと思われる子育て像に向けての働きかけも有効な支援にならなかった。Dタイプの保護者にとっては、子育て像の内容がどのようなものであれ、共通の「あるべき子育て」像が提示され、それを達成するために集団がつくれ、そこに囲い込まれること自体が相容れないものだったのだろう。

第1期の「研究集会」ではDタイプの保護者についての議論が少ない。そうであるからといって、第1期がDタイプの保護者にたいして十分な支援をなしえていたと必ずしも言えるわけではないだろう。しかし、第1期の保護者集団は、Dタイプの保護者を支援するにあたり、なんらかの有効性をもっていたのではないかと推察できる。第1期の保護者集団は、保育所の条件整備を求めるという結果のみえやすい活動をおこなっていた。Dタイプの保護者も活動に参加すれば目に見える利益を手にすることができた。自らの利益を追求する活動をつうじて人とつながることが、結果として保護者集団の一員となることであったのだ。

以上のことをふまえて、第1期と第3期の保護者集団を「まとまり」の質という点からみていくと<sup>16)</sup>、第1期の集団は、集団の構成メンバーが互いに引き合う力で形成された「まとまり」によるものであり、第3期の集団は、目的を達成するために外から囲い込む力によって形成された「まとまり」によるものであることがわかる。第1期のような集団においては、Dタイプの保護者も、囲い込まれるという圧力を感じることなくつながり続けることができたのであろう。

ところで、Dタイプの保護者が第3期の集団に自らの居場所を見出せなかった原因は、保護者の側だけにあったのではなく、集団の側にもあったに違いない。なぜなら、外から囲い込む力によって形成された集団は、その内側の「まとまり」が密になればなるほど、外にたいして排除の力を働かせてしまうからである。

保護者集団をつくることは、保育所・幼稚園がDタイ

プの保護者にたいしておこなう支援のひとつになる可能性があるといえる。そのさい「あるべき子育て」像を達成するために外から囲い込む力を働かせて保護者集団をつくるのではなく、利益の得られる活動等をつうじて人と人がつながった結果、形成されていたというような保護者集団をつくるのが求められている。

#### おわりに

「同和」保育における子育て支援のうち大阪を事例としてとりあげて検討することをとおして、低階層に属していて、子育て困難な状況を呈している保護者への子育て支援について次のことが明らかとなった。

- ① 低階層に属していて、子育てに関心のあるCタイプの保護者にたいしては、保育者が保護者の子育て困難な状況に至った背景を共感的に受けとめながら、指導性を発揮して個別に子育ての直接的な援助をおこなうことが有効である。一方、子育てに関心のないDタイプの保護者にたいしては、子育ての仕方を細かく指導することは有効ではなく、同時に厳しさのない支援も有効ではない。
- ② 低階層に属していて、子育てに関心のないDタイプの保護者にたいしては、「あるべき子育て」像を達成するために外から囲い込む力を働かせて保護者集団をつくるのではなく、利益の得られる活動等をつうじて人と人がつながった結果、形成されていたというような保護者集団をつくるのが有効である。

Dタイプの保護者にとって「あるべき子育て」像を提示することは有効ではないということを見てきた。しかし、支援とは方向性をもった働きかけであるから、「あるべき子育て」像をもたずして支援をおこなうことはできない。つまり子育て支援というのは、保育者が保護者にたいして一定の方向性をもって働きかけるものであるのだから、保護者にたいして抑圧的な力を働かせることを避けることはできないのである。そうであるならば、子育て支援にたずさわる保育者は、常にこのことに自覚的でなければならないだろう。「あるべき子育て」像は、ともすればその像におさまりきらない保護者のあり方を否定したり排除したりする、不寛容なまなざしを作り出す危険性を孕んでいるからである。

Dタイプのような保護者への子育て支援では、保育所・幼稚園が、子育てにかかわるさまざまな機関と連携

する必要があることは言うまでもない。しかしながら同時に、保育所・幼稚園としては何ができるのかということを考えていくことも大切である。今後は、「同和」保育にたずさわってきた保育者等からの聞き取り調査をおこない、CタイプやDタイプの保護者にたいする子育て支援について、個別のケース事例を収集しながら、保育者のかかわりの質や保護者集団の質についてさらに検討を加えたい。そして、「同和」保育の子育て支援で明らかになった低階層に属していて、子育て困難な状況を呈している保護者への子育て支援として有効なこと、有効でないことをふまえて、保育所・幼稚園がCタイプやDタイプの保護者にたいしておこなう具体的な子育て支援のあり方について提言していきたい。

## 注

- 1) 「保育所保育指針」では「子どもの保護者に対する保育に関する指導」が保育士の業務として明記され、それについての独立した章「保護者に対する支援」が設けられた。また「幼稚園教育要領」では「子育ての支援」について、従来からの「幼児期の教育に関する相談」に加え、「情報提供、幼児と保護者との登園、保護者同士の交流の機会の提供」が新たに例示された。
- 2) 文化資本とは「文化に関わる有形無形の所有物の総体で、個々人の知識・教養・技能・趣味などに身体化された様態、書物・絵画・道具などに客体化された様態、学歴・資格などに制度化された様態をとる」ものである（今村・三島・川崎2008：130）。
- 3) 山本・神田は、「主観的にゆとりがないと感じる群がすべて低い収入とは限らないが」、ほぼ同じ対象者に3年後に調査したさいの年収から判断して、「客観的にもかなり経済的に苦しい中で生活を強いられている人々が多く含まれていると考えられる」と述べている。（山本・神田2008：69）
- 4) 「同和」教育において展開された義務教育無償のたたかいは、やがて長欠・不就学・低学力・「非行」問題の解決へと向かっていった。ところがこれらの問題は、「単なる教師の努力やちょっとした条件の改善だけでは解決するものでは」なかった。そこで、これらの問題が、「中学校から小学校高学年へ返され、低学年へとさかのぼり、そしてさらに就学前における家庭の問題」と返されていった。しかし当時の部落内の家庭の実態では、家庭で十分な「就学前教育を満足に保障」できないということで、「『同和教

育』運動の中から『同和保育』運動の大きな発展をみる芽が育ちはじめた」（部落解放研究所編1988：196）。

- 5) 井上（2008）では、Aタイプ・Dタイプの保護者が属する階層については推測の域を出なかった。しかし、岩田の研究から、それぞれのタイプの保護者が属する階層を確認することができる。岩田は、「高学歴あるいは生活の安定している階層の親、中でも母親たちが、わが子の心配を先取りしすぎる形で悩んでいるのに対して、生活に逼迫している親たちは、そこまでの生活の余裕がないためであろうか、『その場』あるいは『いま』の時点だけでの心配や困りごとに悩んでいたり、あるいは、子どもの問題そのものに気づきのない親もいる」と述べている（岩田2003：183）。
- 6) 国立情報学研究所 論文情報ナビゲーター「CiNii」をデータベースとして文献検索をおこなった。
- 7) 詳しくは、井上（2008）を参照。
- 8) 川松は、「虐待相談を受けた家庭を調査すると、経済的な困難を抱える比率が著しく高いという事実は明白」であると述べている（川松2008：105-06）。またイダは、「全世帯の平均所得は五六四万円（二〇〇六年）なので、貧困ラインは日本では二五〇万円といえますが、母子家庭の多くは、女性の低賃金ゆえに、この貧困ライン以下です」と述べている（イダ2008：134）。
- 9) 子育て支援において、いわゆるDタイプの保護者を視野に入れたものとして高田（1998）の論考がある。高田は、いわゆるDタイプの親にたいして「まずは、失敗という観点から親の子育てを評価しないこと」だと述べている（高田1998：19-25）。
- 10) 詳しくは、井上（2007）を参照。
- 11) 同和対策事業とは「対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消すること」を目的としておこなわれた生活環境の改善や産業の振興、雇用促進、教育文化の向上等に関しておこなわれた事業のことである。戦後は「同和対策事業特別措置法」が施行された1969年から特別措置としての同和対策事業が終焉する2002年までのおよそ30年間にわたって取り組まれた。そのなかで住宅の確保や産業の振興にかかわる無利子の融資や進学等にかかわる奨学金など種々の経済的援助もおこなわれた。（部落解放・人権研究所編2001：730-31）。
- 12) 当時の被差別部落の母親たちの労働実態は次のようなものであった。「『伝統的な部落産業ないしは零細企業に依存している』ため、所得水準もきわめて低い状態で、出産ぎりぎりまでの労働で、母親の健康は破壊され、栄養知識も

なく検診にも行けず、異常出産もかなりありました。生まれてからも炎天下、冬の厳寒のなかを子どもを連れて廃品回収にまわる母親、あるいはシンナーの立ちこめる部屋のなかで子どもを柱にくくりつけたり、箱に入れながら靴の仕事に励む母親の実態がありました。また、仕事を休むことができず、子どもが病気のときには兄姉に学校を休ませなければならない実態もありました」（大阪同和保育研究協議会1999：5）。

- 13) 保育者の側から、「私ら、いくらしつげに努力しても、子どもが家に帰ったら親につぶされる。お母さんも、もっと努力してほしい」と問題提起されたが、このような子育て実態は保護者の怠慢によるのではなく、「差別によって乳幼児教育の知識も伝統も奪われてきたこと」によることが明らかとなった。そこで家庭教育の「立て直しをはかり、保育所の保（教）育内容と家庭の教育との連けい」（大阪同和保育連絡協議会編1977：22）が重視されるようになった。このような保育のあり方を表した言葉である。
- 14) ここで言うところの保育者集団とは保育所職員をはじめとして保護者、学校の教師、地域の人、行政職員などが一体となり協力しあう地域の保育集団のことである。
- 15) 1970年～1988年の29年間の討議資料を用いたのは、1970年は、大阪「同和」保育研究会で保育者と保護者の連携についての議論が始まったときであり、1998年は、大阪同和保育研究会という名称で研究会がおこなわれた最後の年であるという理由による。
- 16) 集団の「まとまり」について詳しくは井上・笹倉（2006）65-68を参照。

## 文献

- イダヒロユキ（2008）「第5章 ジェンダーと貧困—DVを中心として」宇都宮健児・湯浅誠編著『反貧困の学校—貧困をどう伝えるか、どう学ぶか』明石書店。
- 井上寿美・笹倉千佳弘（2006）『育つ・育てる・育ちあう—子どもとおとなの関係を問い直す』明石書店。
- 井上寿美（2007）「子育て支援をめぐる一考察—大阪の『同和』保育実践を通して」『天理大学人間学部総合教育センター紀要』5, 1-12。
- 井上寿美（2008）「保育所・幼稚園における子育て支援の今日的課題」『関西福祉大学研究紀要』11, 29-36。
- 今村仁司・三島憲一・川崎 修編（2008）『岩波 社会思想事典』岩波書店。
- 岩田美香（2003）「第5章 貧困家族とスクール・ソーシャルワーク」青木紀編著『現代日本の「見えない」貧困—生活保護受給母子世帯の現実』明石書店。
- 大阪同和保育連絡協議会（1971）『第5回大阪同和保育研究会 討議資料』。
- 大阪同和保育連絡協議会事務局（1974）『第8回大阪同和保育研究会 討議資料』。
- 大阪同和保育連絡協議会編（1977）『部落解放保育の創造 第3集 保育運動編 大阪同和保育研究会報告集』。
- 大阪同和保育連絡協議会（1979a）『部落解放教育の創造 第4集 大阪同和保育研究会報告集』。
- 大阪同和保育連絡協議会（1979b）『第13回大阪「同和」保育研究会 討議資料』。
- 大阪同和保育連絡協議会（1980a）『闘いの炎をひきついで—「同和」保育10年のあゆみ』。
- 大阪同和保育連絡協議会（1980b）『第14回大阪同和保育研究会 討議資料』。
- 大阪同和保育連絡協議会（1981）『第15回大阪「同和」保育研究会 討議資料』。
- 大阪同和保育連絡協議会（1982）『第16回大阪「同和」保育研究会 討議資料』。
- 大阪同和保育連絡協議会（1985）『第19回大阪同和保育研究会 討議資料』。
- 大阪同和保育連絡協議会・第22回大阪「同和」保育研究会実行委員会（1988）『第22回大阪「同和」保育研究会 討議資料』
- 大阪同和保育連絡協議会・第23回大阪「同和」保育研究会実行委員会（1989）『第23回大阪「同和」保育研究会 討議資料』。
- 大阪同和保育連絡協議会・第24回大阪「同和」保育研究会実行委員会（1990）『第24回大阪「同和」保育研究会 討議資料』。
- 大阪同和保育連絡協議会・第27回大阪「同和」保育研究会実行委員会（1993）『第27回大阪「同和」保育研究会 討議資料』。
- 大阪同和保育研究会協議会（1999）『人権保育としての同和保育の広がり—むけて—大阪の同和保育30年のあゆみ—』。
- 大阪府・大阪市・堺市（2000）『保育実態調査基本報告書』。
- 川松 亮（2008）「第1章 児童相談所からみる子どもの虐待と貧困—虐待のハイリスク要因としての貧困」浅井春夫・松本伊智朗・湯浅直美編『子どもの貧困—子ども時代のしあわせ平等のために』明石書店。
- 高田一宏（1998）「子育て困難層の支援を考える」『解放教育』28（3）, 19-25。
- 高橋千草・河野真紀・岩立京子（2002）「子育て支援活動が虐



待傾向をもつ母親と子どもに及ぼす影響」『保育学研究』40  
(1), 21-28.

中谷奈津子(2002)「虐待の世代間連鎖と子育て支援事業の認  
知に関する研究」『保育学研究』40(1), 29-36.

部落解放研究所編(1988)『改訂 戦後同和教育の歴史』解放  
出版社.

部落解放・人権研究所編(2001)『部落問題人権事典』解放出  
版社.

山本理絵・神田直子(2008)「家庭の経済的ゆとり感と育児  
不安・育児困難との関連」『小児保健研究』67(1), 63-  
71.

